

送付先変更手続きについて

～以下の点にご注意ください～

□各保険の保険証等は、資格取得後に送付先を変更できます。

□国民健康保険の送付先は、すべて世帯主宛に送付されます。世帯主の送付先を変更すれば世帯員(国民健康保険被保険者)の国民健康保険に関する送付先も変更となります。世帯員(国民健康保険被保険者)のみの変更はできません。

□すでに送付先が変更されている場合は、後から提出されたもので上書きされます。

□送付先変更届を提出するタイミングによっては、変更前の送付先に郵便物が届くことがあります。ご了承ください。

□送付先を施設等に変更する場合は、施設等の了承を事前に得てから送付先変更届をご提出ください。

□後見人等が申請する場合は、証明書(写し可)を添付してください。

□送付先は届出日以降から変更可能となります。郵送の場合は受付日以降となります。

□送付先の方に異動(転居・死亡等)があっても自動では変更になりません。再度送付先変更届の届出が必要です。

□その他詳細やご不明点は下記担当窓口までお問合せください。

・税金に関すること、保険料(保険税)等に関すること	税務課	0865-44-9040
・国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること	市民課	0865-44-9042
・介護保険に関すること	高齢者支援課	0865-44-7113